

平成31年4月

美里町教育委員会定例会議事録

平成31年4月教育委員会定例会

日 時 平成31年4月26日（金曜日）

午前10時10分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎206会議室

出席者 教育委員（5名）

教 育 長 大 友 義 孝

1 番 教育長職務代行 後 藤 眞 琴

2 番 委 員 成 澤 明 子

3 番 委 員 留 守 広 行

4 番 委 員 千 葉 菜穂美

欠席なし

説 明 員 教育委員会事務局

教育次長 佐々木 信 幸

教育総務課長兼
学校教育環境整備室長 佐 藤 功太郎

教育総務課長補佐兼総務係長 藤 崎 浩 司

学校教育専門指導員兼
特別支援教育専門員 忽 那 正 範

青少年教育相談員 齋 藤 忠 男

傍 聴 者 1 名

議事日程

- ・ 平成31年4月議事録の承認

第 1 議事録録署名委員の指名

- ・ 報告事項

第 2 教育長報告

第 3 報告第1号 平成31年度指導主事学校（園）訪問について

・ 議事

- 第 6 議案第 2 号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
- 第 7 議案第 3 号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について
- 第 8 議案第 4 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について
- 第 9 議案第 5 号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について
- 第 10 議案第 6 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会
処務規則の一部を改正する規則
- 第 11 議案第 7 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第 12 議案第 8 号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）

・ 協議事項

- 第 13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 14 学校再編について（継続協議）

・ その他

- 第 1 行事予定等について
- 第 2 小学校運動会の出席者について
- 第 3 平成 31 年 5 月教育委員会定例会の開催日について
- 第 4 議案の撤回請求について
- 第 5 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 議事録署名委員の指名
 - ・ 報告事項
- 第 2 教育長報告
- 第 3 報告第 1 号 平成 31 年度指導主事学校（園）訪問について
 - ・ 議事
- 第 6 議案第 2 号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について
- 第 7 議案第 3 号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について
- 第 8 議案第 4 号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について
- 第 9 議案第 5 号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について
- 第 10 議案第 6 号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会
処務規則の一部を改正する規則
- 第 11 議案第 7 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
- 第 12 議案第 8 号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）
 - ・ 協議事項
- 第 13 基礎学力向上、いじめ・不登校対策等について（継続協議）
- 第 14 学校再編について（継続協議）
 - ・ その他
- 第 1 行事予定等について
- 第 2 小学校運動会の出席者について
- 第 3 平成 31 年 5 月教育委員会定例会の開催日について
- 第 4 議案の撤回請求について
- 第 5 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

【以下、秘密会扱い】

- ・ 報告事項
- 第 4 報告第 2 号 平成 30 年度生徒指導に関する報告（3 月分、まとめ）
- 第 5 報告第 3 号 区域外就学について

午前10時10分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、おはようございます。

定刻10分過ぎてしまいました。大変委員の皆さんには、今日は午前からの教育委員会定例会ということでお集まりをいただきました。大変ありがとうございます。

会議に入る前に、先日、臨時会で行いましたので、今回定例会、4月1日付で教育委員会のほうに赴任をいただきました職員の紹介をまずさせていただきたいと思っております。

ではお二人、まず係長から、どうぞ自己紹介でお願いしたいと思います。課長補佐がいました、ごめんなさい、こちらに座っていました。藤崎課長補佐。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 既に委員さんの中には、お顔会わせはしているかと思いますが、改めてご挨拶させていただきます。

このたび、4月の人事異動で健康福祉課から教育総務課に配属されました、総務係の藤崎です。よろしく申し上げます。

○社会教育係長（堀田修一） 皆さん、おはようございます。社会教育を担当いたします堀田修一と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○環境整備室主事（伊藤大樹） おはようございます。4月1日付で徴収対策課より異動になりました伊藤大樹と申します。学校環境整備室のほうに配属になりましたので、よろしくお願いたします。

○教育長（大友義孝） では、委員の皆さん、ひとつご愛顧をお願いいたします。

では、ただいまから平成31年4月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員としまして教育次長、教育総務課長、課長補佐が出席いたしております。また、一部事項において学校教育専門指導員、青少年教育相談員が出席することといたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

まず、平成31年1月教育委員会会議の議事録の承認でございます。事務局のほうで説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 既に、委員さんたちのほうにはお配りしたかと思うんですが、事務局で整理したものを、さらに委員さんのほうで一字一句を確認していただくというものでございます。この場で承認していただければ、あと署名して公表しようと思っております。

○教育長（大友義孝） 訂正の部分については、事務局のほうではいただいたということですね。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） いただきました。

○教育長（大友義孝） わかりました。それでは、平成31年1月教育委員会の議事録について、ご異議ございませんでしょうか。後藤委員。

○委員（後藤眞琴） これ、いちいちやると、かなり訂正する箇所が少なくなっていますけれど、いちいちやると時間がかかりますので、主なものだけ、僕ではかなり少なくなっているんですけども、七、八カ所あるので、いちいち、今言いましたように、それで、では、主なものだけ、後で訂正したところをお渡しします。

では主なものだけ、12ページの4行目、僕が発言したところの「この普通教室は全員」というのを「全部」というところだろうと思います。それから、あと抜けているところもあるので、発言した人に聞いて補うように。それからどこだったかな。本当に主なものだけで。

35ページの、この大友義孝さんのところが「委員長」になっているので、これ「教育長」というところで、あとほかありますけれども、些細なことなので、後でお渡しいたします。

○教育長（大友義孝） では、ありがとうございます。

「てにをは」部分、それから主な部分、今、訂正箇所が数カ所あるようでございますが、総体的な議事録の部分については、ご異議ございませんでしょうか。流利的な部分、内容的な部分については確認できると思いますので、承認をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、平成31年1月教育委員会議事録については、承認をいただきました。ありがとうございました。

日程 第 1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定により教育長が指名させていただきます。

今回の委員につきましては4番千葉委員さん、1番後藤委員さんをお願い申し上げます。よろしく申し上げます。

報告事項

日程 第 2 教育長の報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2 教育長の報告でございます。

資料につきましては、53ページぐらいあります資料で説明をさせていただきます。委員の皆様、よろしいでしょうか。

主な報告事項といたしまして9点ございました。

1つは、(1) 北部地区教育長連絡会の部分でございます。2つ目が北部教育事務所管内教育長連絡会の部分です。(3) としましては大崎地域広域行政事務組合教育委員会の部分です。(4) は平成32年度使用教科書見本展示会の関係です。さらに(5) 児童虐待防止対策についてあります。(6) は、平成32年度から改正されます宮城県公立高等学校の入試制度保護者説明会についてです。(7) は、全国学力学習状況調査でございます。(8) については、後藤家文書整理解読事業というものがございます。こちらのほうでございます。(9) としましては、郷土資料館の常時開館と企画展の関係であります。

それぞれ資料のほうには、53ページにわたって報告をさせていただきますが、まず22ページを、右側の下のほうにページ数を振ってございますので、美教委と書いたページ数、22ページをご覧くださいますと、平成31年度小・中学校学力向上推進事業の取り組み内容について表が載っております。こういった事業展開を平成31年度で行っていくということでございますので、お目通しをいただきたいと思っております。

それから、26ページの部分であります。

これは、参考値として出されておりますが、平成30年度、昨年度、運動能力調査を実施したところ、小学校5年生と中学校2年生の部分で測定をさせていただきました。この部分の表でございますので、県平均とあわせて比較をしていただければと思います。その上で、今後どういふふうな取り組みをしていかなければならないかということ、30ページ以降にありますので、ご一読いただければと思います。

続きまして、33ページをご覧ください。

平成31年度、ことし3月に行われました宮城県公立高等学校入学者選抜結果概要を示させていただきます。このような数値でございまして、全日制課程におきましては、募集定員が

1万4,520人でありました。全合格者数が1万3,517名ということで、充足率は93.1%になっているようでございます。

大変申しわけございませんでした。34ページの31年度部分が、ちょっと黒くて見えないのではないかなと思います。これは、私どもでいただいた部分を幾らコピーをとっても、なかなか数字が見えない形でございます。必要であれば、お申し出ください。数字が見える部分をコピーさせていただきたいと思いますので、申しわけございませんでした。

それから、続きまして35ページになります。来年度の公立高等学校入学者選抜でございますが、一次募集、二次募集等についての日程を記載させていただきました。それで、32年度、来年から、入学者選抜制度が変わってまいります。昨年1回、保護者さんを対象に、美里町に高校教育課のほうから出向いていただきまして説明をいただきましたが、もう一度行いたいということで、一番最初のページに戻りますが、(6)のところで、6月29日土曜日なんです、10時から駅東地域交流センターで中学生、保護者、中学校教員等を対象に、県のほうから出向いていただきまして説明をいただくことにしてございます。校長には既に連絡済みでございます、生徒を通じて保護者さんに周知するように求めているところでございます。

それから、36ページになります。こちらは大崎生涯学習センターの状況でございます。

こちらは、自主事業と施設の利用状況を示させていただいておりますが、次のセンターの利用者合計のところ、グラフですね、37ページになります。生涯学習センターの利用状況は、このように平成10年から平成30年まで載ってございます。一番ピークで平成29年に9万9,006名の方の入館をいただいたということで、平成30年度、前年度においては少し下回りましたが、それでもまだ第2位という状況でございます。29年度は、プラネタリウムの工事改修で1億個の星座、星空を見ることができるといってもありまして、このような伸びがあったという内容のものでございます。それとあわせて、プラネタリウムの入館状況を38ページに載せましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

39ページ以降は、平成31年度大崎生涯学習センター事業計画を載せさせていただきました。

次に、44ページになります。44ページは、これは児童虐待の部分でございます、児童相談所での児童虐待相談対応件数などが示された資料でございます。次のページにつきましても、圏域ごとに分かれた状況などを示した表ということになってございます。児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策ということで、このような、46ページにつきましても、取り組みを宮城県として行っていくというところであります。美里町としましても、こういった部

分、県と連携しながら進めてまいりたいと思っているところでございます。

続きまして、50ページです。

後藤家文書整理解読事業というものがございまして、日程表につけさせていただきましたが、4月17日に、美里町に後藤の檜を寄贈いただきました、後藤家現在の当主とお会いしてまいりました。仙台市博物館でお会いしたんですが、仙台市博物館の館長と学芸員と、それから東北大の先生方ともお会いいたしまして、古文書がまだ眠っている、それが仙台市博物館で寄託されているようでございまして、まだ小牛田町史にも載っていない郷土資料なものですから、それを東北大の事業を通じて、これから解読作業をしていきたい、そういったことで進めていくことといたしました。後藤家当主の方からご理解をいただければ、書物をお借りしたり何かすることもできないものですから、その承諾を快くいただいてまいったところでもございました。

また、東北大でも協力、主にそちらで分析することになりますが、頑張っていきたいということでございます。また、仙台博物館としましても、寄託を受けておりますが、それを一時解除しまして、こちらに運んで分析をしてまいるということで、今のところ考えてございます。1年でできる業務ではありませんので、4年間かけてやっていきたいと思っております。

そのお知らせでございますので、要項等については、現在の要項をお示しをさせていただきました。頑張っていきたいと思っております。

それから最後のページになりました、52ページ、こちらは郷土資料館からのお知らせということで、4月22日から常時開館を現在してきました。まだ展示物の整理等々がなかなかないのでありますが、整理も含めて、開館しながら整理をしていくと。（「4月23日から」の声あり）23日ですね。ごめんなさい、4月23日から行わせていただいております。

それで、5月22日から、美里町の平成を振り返るということで、企画展も行うということでございます。住民の皆様へのお知らせにつきましては、美里町広報がございまして、今日ぐらいに区長さん方のところに配布になります。そこで開館日時が、いつ開館するかという部分が、なかなか詰め切れなかった。したがって、広報の部分については、5月にわたるものということで開館しておりますというふうな表現で……、（「4月後半から開館していますという表現で広報には載せていたんですね」の声あり）それを、なかなか印刷等、提出の原稿の締め切りとありましたので、改めてこのチラシを入れさせていただきました。後ろのほうには、郷土資料館の開館カレンダーが載っております。広報だけを見ますと「何だ、常時開館しているのに連休で休みなんじゃないか」というふうなこともございましたので、改めてこのチラシを

入れさせていただいたという内容でございます。

それから、前に戻っていただきまして（3）大崎地域広域行政事務組合教育委員会でございます。広域議会のほうから承認をいただきまして、私が委員として4月1日から就任させていただくことになり、先日会議があり、辞令交付をいただいてまいりました。さらに、教育長職務代理人として指名をいただきましたので、これから頑張っていきたいと思っております。

ただ、委員の任期4年でございますので、平成31年4月1日から4年間ということになります。ですが、町のほうの教育長としての任期は、この前に来るとということになります。しかし、誰が教育長であっても、この委員について議会の同意があれば、継続して美里町教育長が4年間は就任することになってございますので、そういうふうな委員に就任していくということになろうかと思っております。

以上、ちょっと長くなりましたが、教育長の報告ということにさせていただきたいと思っております。

資料、今回4月で少し会議等が多くて、その中の会議の抜粋等でございますので、お目通しするには、ちょっと時間が必要なのかなと思っております。ご質問等々ございましたらば、後ほど直接私にお話をいただければありがたいと思っております。今、この場でお気づきの点があれば、お受けいたしますが、いかがでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。

では、以上をもって教育長の報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項の日程に入ります。

忽那先生だね、ここ。どうしようかな。ちょっとお待ちくださいね。

日程第3 報告第1号は忽那先生のほうから報告をさせていただきます。

それから、日程第4 報告第2号 生徒指導に関する報告については、齋藤先生から報告をさせていただきます。

日程第5 報告第3号 区域外就学については、こちらから説明をさせていただきますが、生徒指導、指導主事学校の訪問について以外の2カ件については、秘密会とすべき案件である

とさせていただきます。したがって、この関連性を含まないと、日程第3から日程第5までの3カ件につきましては、議事後に秘密会として持っていきたいと思いますが、議事日程の変更、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにお願いいたします。その案件につきましては、先生に入室いただいて説明をいただくということにさせていただきます。

審議事項

日程 第 6 議案第2号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第6、議案第2号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について審議を行います。事務局より説明をお願いいたします。

○教育次長（佐々木信幸） それでは、私からご説明いたします。

美里町いじめ防止対策委員会委員につきましては、資料をご覧いただきたいと思いますが、議案第2号の資料は、議案書と、あと資料2枚つけておりますが、2枚目のほうですね、現在の委員ということでの名簿が載っておりますが、全部で10人の委員が、今、おります。任期が平成31年2月1日から33年1月31日までという2年間の任期となっておりますが、この中の上のお二人、平吹委員と関原委員、どちらもPTAの会長でございます。平吹委員は小中学校のPTA連合会全体の会長です。関原委員は中学校のPTA会長ということで、現在、郡のPTA連合会の会長もされているということでございますけれども、このお二人にお務めいただいていたのですが、どちらも今年度がわりでご退任になる、今は総会前なので、まだそれぞれ会長さんになっていらっしゃいますが、実質的には年度がわりでご退任になるということでしたので、お二人の委員のご退任、いじめ防止対策委員としましては辞職ということになりますので、このお二人の後任ということで、議案のほうにお二人のお名前を上げさせていただきます。

まずお一人目が中村啓昭さん。この方は南郷小学校のPTAの会長さんでございますが、5月の総会で次期PTA連合会の会長になる予定となっております。現在は南郷小学校のPTAの会長さんということです。

それから、お二人目の村上正衛さん、現在は不動堂中学校のPTAのたしか副会長さんか、

役員をお務めいただいておりますが、まだ会長ではございませんけれども、総会でPTA会長になるという予定でございまして、その後、郡のPTA連合会の会長になる予定になっております。

ということで、このお二人に後任ということで委員をお引き受けいただきたいと思っておりますので、今回、提案をさせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

質疑に移ります。質疑ございませんでしょうか。

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

人事案件ですので、討論は省略させていただきます。

それでは、議案第2号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱について、原案のとおり承認したいと思っておりますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。

よって、議案第2号 美里町いじめ防止対策委員会委員の委嘱については、原案のとおり決しました。ありがとうございます。

日程 第 7 議案第3号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第7、議案第3号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。5分間休憩させていただきます。再開は45分からということにいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をさせていただきます。

現在の委員、教育長を含め5名でありますので、会議は成立いたしております。

休憩をいただきました。この間、忽那学校教育専門指導員及び齋藤青少年教育相談員が入室させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第3号でございます。美里町特別支援教育連携協議会委員の選任についてです。こちらについて、特別支援教育及びこれに係る特別支援教育連携協議会の運営を円滑に行うため、委員を選出するものでございます。このたび任期切れとなりますので、新たにまた選任という提案をさせていただくものです。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、この件につきまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件です。討論については省略させていただきます。討論は省略させていただきまして、ただいまより採決に入ります。

議案第3号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第3号 美里町特別支援教育連携協議会委員の選任につきましては、原案のとおり可決いただきました。ありがとうございました。

日程 第 8 議案第4号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について

○教育長（大友義孝） 続きまして日程第8、議案第4号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第4号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任についてです。

こちらについても、19人、現在委員さんがおられるところでございますが、そのうち3名の方が人事異動に伴いまして、残りの在任期間についてを新たに選任するものでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございます。質疑を終結いたします。

討論は人事案件です、省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第4号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第4号 美里町心身障害児就学指導審議会委員の選任については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。

日程 第 9 議案第5号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について

○教育長（大友義孝） 日程第9、議案第5号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について審議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第5号であります。美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱についてです。

こちらについても、前任者の異動に伴いまして、毎年、グループリーダーを選任しておるところでございます。

こちらについては、不動堂小学校に勤務されている牛渡静江さんを委嘱してはどうかということでの提案をさせていただいたところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論は、人事案件です、省略させていただきます。

採決に入ります。

議案第5号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第5号 美里町学校事務支援室グループリーダーの委嘱については、原案のとおり決しました。ありがとうございました。

日程 第10 議案第6号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第10、議案第6号 美里町教育委員会組織規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則を上程いたします。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第6号でございます。美里町教育委員会組織規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則でございます。

こちらについては、既存の組織規則、処務規則がございましたが、改めて総務課のほうからご指摘もあり、現状と余り合っていないようなことがあったりしまして、整合性を図るために規則の改正を行うものでございます。

これに付随しまして、美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令というものがあります。そちらも一緒に審議という形でよろしいでしょうか。

○教育長（大友義孝） ちょっとお待ちください。決裁規程は議案じゃないね。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） では、議案のほうだけで説明させていただきます。

○教育長（大友義孝） まず議案の、どこがどういうふうに変ったかを、まず説明をお願いしたいところです。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） では、議案第6号の説明をさせていただきます。組織規則と処務規則の一部を改正する規則です。

お手元の資料の中で、新旧対照表というものがございます。そちらをご覧になっていただけ

れば、よくおわかりになるかと思います。

改正案としまして、現行の規則条文に書かれていたところが不明瞭なところがございましたので、字句を改めて、整合性を図るものでございます。

例えば、文書の事務に係るものとか、予算に係るものとか、そういったものを町長部局からこちらのほうに事務委任する、教育長に事務委任するという形に改正させるものでございます。

その他、学校給食関係のほうで、昨年改正がありまして、その字句も改めるものでございます。

○委員（後藤眞琴） 主なものを説明しておいたほうがよろしいのではないですか。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 処務規則の新旧対照表の1ページ目でございます。

第14条ですね、文書の施行者は、次のとおりとする。これ、現行では事務局において処理するもの、ただし事案により教育長名を用いることができる。（2）で、教育機関において処理するもの、教育機関の長名と曖昧に書かれている点がございまして、実際の事務処理上、なかなか現状と合わない部分がありまして、こちらの整合性を図るために、改正案として、教育長に対する事務委任規則の規定により、教育長に委任された事務に係る文書と明白に改正するものでございます。

補助執行事務についても、こちらは改めて町長名ということで委任すると。教育機関において処理する事務についても、教育機関の長名でということになるかと思います。

○教育長（大友義孝） 説明よろしいですか。

今、2つの規則について、今回改正をさせていただきたいという提案でございます。

今までの部分で曖昧な部分を、今回は整理をさせていただいたということでございます。

まず組織規則については、補助事務の部分を定義づけされているので手を入れたということ。それから、給食センターの部分に関しても、有無についても整理をかけたということですね。それから、既に学校給食センターの運営委員会が、既に名称変更して条例改正していますので、その名称も整理をさせていただいたと。

処務規則については、教育委員会名で施行するか、教育長名で行うか、それらの定義づけをしっかりとしたという内容ですね。わかりました。

以上の説明でございます。

これより質疑に入りますが、質疑ございませんでしょうか。後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 処務規則のほうなんですけれども、これ、（13）その他永久保存を必要とする文書を、その他30年保存を必要とする文書と書いてあるというのは、もう永久保存を

必要とする文書はなくなったということですか。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） なくなったということではなくて、そもそも総務課の指示で、永久保存というものは、余りちょっと考えづらいということで、30年保存のほうに変更してもらいたいという指示がありました。考え方として、30年保存というのは、ほぼ我々が現存する文書を保存できるぎりぎりの年限ということに設定しておりまして、事実上は永久保存、我々が存在する限り保存するべきものを、30年保存と設定してほしいということです。

○委員（後藤眞琴） 僕は、ほかのところも含めて、公文書がどういうふうな保存をされているのかというのを必要があつて調べたことがあつて、美里町にも、この文書の保存に関する規定というんですか、それがあるはずなんですよ。僕も前に見たことがあつた。きちっと覚えてはいないんですけども、それに合致するような形で改めるというふうなことですか。

○教育次長（佐々木信幸） 現在の文書の取り扱いとして、前は長期保存のものは永年保存という枠で取り扱っていたんですが、現在は、文書の担当のほうで統一して、長期保存のものについては30年保存として取り扱うということで決めておりまして、それに基づいて30年保存という形に、現在のところなっていると

○委員（後藤眞琴） そうすると、後世に残す保存で30年たったら、どんなものでも廃棄処分できるという解釈になるわけですか。

○教育次長（佐々木信幸） それで、詳しいところまでは確認はしておらないんですが、いずれ、物に応じて、やはり30年と決めても、状況に合わせて検討すべきところも出てくるのかなと、書類によっては、30年で本当に全部投げていいかというところは、ちょっと確認をさせていただかなきゃないかなと。

○委員（後藤眞琴） それは、規則でこういうふうになっていたら、30年たったら全て廃棄できるんだと解釈できますよね。そのときに応じて、必要かどうかというのは、その係の人の恣意的なものになってしまいますよね。ですから、そういうものであつては、規則に、ならないはずだと思うんです。

○教育長（大友義孝） 特に教育委員会の部分に関しては、歴史資料とかいろいろな後世に伝わる分があつて、30年で区切るという形でない文書も存在するはずなんです。

○教育次長（佐々木信幸） そうなると、その部分を確認して、ちゃんと整理をした上で、永年という捉え方で、30年ではなくて、そういう捉え方のものがあるのか、その辺を整理した上で対応しなければならないということになると思います。

○委員（後藤眞琴） 総務課から言われたから、教育委員会でそのとおりにするんだというよう

なことではなくて、教育委員会としては、どうあるべきかという検討は必要なのではないですか。一応、建前としては町長部局と教育委員会というのは独立したものになっておりますので、その辺のところ、教育長さんとも相談してやっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） 成澤委員さん、どうぞ。

○委員（成澤明子） 私も、永久保存とするか30年保存というところが、一番最初に目についたんですけども、そもそも町の文書は、永久保存というのも当然あるわけですよ。そうすると、やはりさっき教育長さんがおっしゃったような、歴史的なものとかというものもあるので、30年保存が短いかなという気もいたします。あとは、そのとき、そのとき、判断したのでは、本当に恣意的になるのかなと思います。

○教育長（大友義孝） 第1種は30年保存ですね、もともと、ですよ。この（1）から（12）が略で、（13）のその他を30年保存。第2種から第5種は略となっているんですけども、こちらの2種から5種の間はどうなっているかと。永年保存文書が2種から5種までの間にあるのかどうかというところの確認です。

○教育次長（佐々木信幸） ちょっと確認を。

○教育長（大友義孝） わかりました。では、暫時休憩をお願いいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時39分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

出席委員は、教育長を含め5名全員ですので、会議は成立いたしております。

ただいま議案となっております議案第6号の教育委員会組織規則及び処務規則の一部を改正する規則でございますが、内容を詳細に審査する必要があるため、継続審議ということにさせていただきますと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

したがいまして、議案第6号 美里町教育委員会組織規則の一部を改正する規則及び美里町教育委員会処務規則の一部を改正する規則につきましては、継続審議をするということにさせて

いただきます。ありがとうございます。

日程 第11 議案第7号 美里町特別支援教育専門員の選任について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第11、議案第7号 美里町特別支援教育専門員の選任についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案第7号でございます。美里町特別支援教育専門員の選任についてでございます。

現在、特別支援教育専門員については忽那先生が兼任で行っているところでございます。新たに、32年3月31日まで任期としまして、先月、大崎市古川北中学校を退職された門脇先生を新たに迎えて、選任したいということで提案させていただいたところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、質疑に入ります。質疑ありませんでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようですので、質疑を終結いたします。

人事案件です、討論は省略させていただきます。

直ちに採決に入ります。

議案第7号 美里町特別支援教育専門員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思います。賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でありますので、議案第7号 美里町特別支援教育専門員の選任については、原案のとおり可決されました。大変ありがとうございました。

報告事項

日程 第3 報告第1号 平成31年度指導主事学校（園）訪問について

○教育長（大友義孝） それでは、議事日程でございますが、日程第3、日程第4、日程第5と

いうふうに行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、日程第3、報告第1号 平成31年度指導主事学校（園）訪問について説明をお願いいたします。

○学校教育専門指導員（忽那正範） それでは、資料をご覧ください。

2019年度、今年度の指導主事学校（園）訪問日ということで示させていただきました。

12の園、学校において指導主事訪問を、この日程で行います。なお、形態というところでBとDというのがあります。青生小学校は2回のD訪問というふうになっております。また、北浦小学校は1回のD訪問。D訪問につきましては、B訪問に加えて教育関係の研究などを含めていろいろと指導主事の助言をいただくということで、その文書の2枚目の裏をご覧ください。2枚目の裏に、学校訪問指導の形態ということでA訪問、B訪問、C訪問、D訪問と、それぞれの訪問の形態について一覧になっております。

ほとんどの学校においてはB訪問を行い、授業及び協働による授業づくりに係る指導、助言したり、かつ、いじめ・不登校を生まない学級・学校づくり及び学校課題に係る話し合いにおいて指導、助言をいただくということになっております。

D訪問については、それぞれの学校の研究の課題等につきましても、加えて指導助言をいただくという形で、青生小学校、北浦小学校が今年度希望し、教育委員会のほうで要請をしたというところでございます。

以上、指導主事訪問日というところの指導主事訪問についてご説明させていただきました。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

続けて、これは平成31年度の連携サポート事業の訪問日も既に決定されているということでございますので、ご覧の訪問日で行うということの報告でございました。

以上、よろしいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、報告第1号の部分については終了させていただきます。

【秘密会】

協議事項

日程第14 学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） 改めて協議事項に入ります。

日程第14、学校再編について（継続協議）であります。中身の部分につきましては、3点の中身があると考えております。

1つ目は、前回提出をいただきました請願に関する件、それから照会に関する件、さらには意見交換会、再編の関係で意見交換会を通した上でアンケートをいただいた部分の教育委員会の見解の部分でございます。

今回の部分については、まず請願の部分について協議をさせていただきたいと思っております。

請願の部分につきましては、事務局で説明するよりも、私のほうから説明しますか。どうでしょうか。

そうですか。それでは、請願の部分につきまして、前回の教育委員会の会議でもお示しさせていただきましたが、中身の部分の前に、まず請願への対応等に関してでございます。

請願は、日本国憲法第16条に規定されてございます。この部分につきまして、紳士的に回答を申し上げるといことになりませんが、請願の審査については、美里町教育委員会としましては、まだ請願の処理の取り扱い規程がありませんので、こちらの部分については、後ほど整理をしていくというふうにさせていただければと考えております。

そこで、今回、いただいた請願の部分につきましては、それぞれの部署で請願の扱いを出されているところもございまして、それに準じまして整理をしたいと考えております。その筆頭が、議会にいただく請願の審査方法でございますので、その審査の結果をどのような形になるのかと言いますと、採択すべきものと、不採択すべきものに大きく大別されます。その上で、請願の採択に当たっては、法令上の基準はないので自主判断、つまり教育委員会の自主判断ということになります。

さらに、住民の要望を受けた教育委員会としましては、これを誠実に処理することが望ましいとされております。また、請願の願意の実現について、法律上は何ら保障規定がないという

こともあるようでございます。その上での判断基準としては、受理の判断基準ですね、そして請願の処理の判断基準としましては、願意、願いであることが妥当であるか。また、実現の可能性があるか。また、教育委員会の権限事項に属する事項であるかということでもございます。

このたびの請願につきましては、内容的に学校教育環境審議会から出されました答申に対し、内容を無視し再編ビジョンを策定したものであり、地方自治法に、3つほどございましたが、に抵触し、地方自治法2条17項の規定により再編ビジョンは無効という理由で、再編ビジョンの見直しを要求しているものでございます。

この取り扱いについて、どのような形で処理するか。まず、この処理で、今、お話ししましたように、願意が正当性のあるものであるということであれば、採択ということになりますし、いや、願意はそうのように思われておりますが、教育委員会としては、これは不採択というふうにするものと、2通りの部分が出てこようかと思えます。

不採択の部分については、当然、理由が必要であるということでございますので、委員の皆様方のご意見を頂戴した上で、議案として整理をしなければならないと考えておるところでございます。

どうでしょう、皆様方から忌憚ないご意見を頂戴したいと思えますが。

願意は、先ほど言いましたように、まず答申を無視していますねということで、その上で再編ビジョンを策定したんだからということで、ある程度の地方自治法の定義がそれぞれ無効だと。最終的に無効だというふうに言われていると思っております。

請願の部分については、採択なのか、不採択なのかということですけど……。いかがでしょうか。後藤委員さん、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 僕は、この前も申し上げましたように、環境審議会の答申を、できる限り尊重するようにし、そして子供たちの、今置かれている教育環境をいろいろ考慮して、それで再編ビジョンを考えていったと思えますので、ここに言われている無視したとか、無効だというふうには考えておりませんので、採択することはできないのではないかと考えます。

それから、再編ビジョンをつくるに当たりましては、長期的な視野に立っておりますし、それから、美里町を南郷地区とか小牛田地区とか、そういうふうな分け方はしないで、美里町全体を視野に入れて、再編ビジョンをつくるに当たって考えていったと思えますので、先ほど述べましたように、無効だとも、見直しをする必要もないのではないかと考えています。

○教育長（大友義孝） どうでしょうか。それぞれ委員さん方、お考えを述べていただければと思います。

これまでも、まちづくり会議のほうからは、公開質問状といいますか、そういったものが提出されまして、それに対して回答を申し上げてきたものでございます。ですが、今回は請願という形で出されてきておりますが、内容的な部分については、これまでも出されてきた内容の部分に合致しているものではないのかなど。私どもで過去に質問に対して回答した部分については、納得がいかないということもおっしゃられておられたようではございますが、その内容と同じ内容を、今回、請願として出されてございます。

私も、いろいろな再編ビジョンをつくるまでの過程の部分を考えてみますと、まず、つくったときのことも書かれておりますが、条例の規定によりつくったんだよと。条例でつくるということは、それが法令で、条例でつくりなさいと書いてあるから、何も別に条例で設置した部分については、何ら問題はないと。ただ、趣旨がそのとおり審議をしていただきたいということで作らせていただいて、ご審議をいただいたというふうに認識はしております。

それで、この審議会からの答申を全く無視した形ではないというふうに捉えているということは何度もお話をさせていただきまして、議会での一般質問についても、そのような回答をさせていただいております。

再編ビジョンをつくるのは、あくまでも教育委員会でありまして、答申書の全てを踏襲して再編ビジョンとするということでは、これは全てがそのままということではないんだろうなと思っております、その部分が、先ほど長期的な部分を視野に入れて教育委員会では協議をしてきたんだと。

ですから、当然、答申をいただいた部分については、それを尊重して作り上げてきたものだということである。そういったことから考えると、この再編ビジョンの見直しという部分については、まず考える必要はないのではないのかということですね。

それで、ここでは法律を違反しているということを強くうたわれておるということでございます、提出者から見れば法律に違反しているという願意があるわけです。それをどう捉えるかという部分について、教育委員会としての判断をしなければなりません、一つ一つ見ますと、法律に違反しているとは思えないと私は思っているんですが、前回もちょっとお聞きしましたが、どうですか、前に私のほうで、顧問弁護士さんがいらっしゃるんだけど、どうだったでしょうかという話をしたところだったんですが、いかがですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 一応、顧問弁護士、鈴木先生がいらっしゃいまして、私のほうから、この請願と照会の件に関しまして、こういうことで出ているということで、その見解を確認をさせていただいているというところでございます。

それで、内容につきましては、審議会からの答申、あとビジョンをお持ちして、その内容について、こちらでご説明をさせていただいた上で、見解を伺っているというところでございます。

それで、見解としては、やはりこれを無視しているということは言えないのではないかとということでありまして、当然、答申につきましては、これはしっかりと、その内容を踏まえて、その先に向かっていくというところで諮問しているところでございます。

そしてそれを、先ほどお話もありましたけれども、長期的な視点も踏まえて、いろいろご検討いただいて再編ビジョンを策定していると。そして、答申にある適正規模の部分、そういうところを尊重しながらということでございますので、いただいている適正配置の部分、南郷地域の記述がございまして、その内容とは合致しない部分はあるというところはあると思うのですが、総合的に見て法令に違反している、地方自治法に違反しているというところまでは言えないというような見解だと聞いてございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

先ほど私、申し上げましたけれども、前に公開質問書といいますか、質問状を同じ団体からいただいておりますので、それに教育委員会で審議して対応したということでございます。そういうことからしても、やはり、これを願意がそうであるということで、採択するということでは、私はないというふうに考えております。

中には、今のところ、うちのほうでは取り扱い規定がないんだけど、事務局のほうでは、提出者から、こういったことがあるんですよというふうなお話を頂戴したことがあったわけですね。その中で、環境審議会には95万前後のお金を使っているんだと。それは無駄だといいますか、それを使っているのに答申を尊重しないというのは無効ではないのかということも含めて言われたようですけれども、それとはちょっと違うのではないのかなと思っておりますし、また、我々教育委員会が法律違反であるということであれば訴えられても、これはおかしくないわけですね。もし仮に法律違反している場合は。そういったことにもなるのかなと思っております。

最後に結論をつけなければならないと思いますので、先ほど後藤委員からも言われましたように、この再編ビジョンにつきましては、答申を無視したものではない、そして長期的な視野に立ち、町全体を視野に入れて行ってきたものであるから、これは無効というふうには捉えていないので、見直しはできないと。したがって、採択か不採択かということにすれば、不採択ということに尽きると思います。理由につきましては、先ほど申し上げられたようなことだと

思いますので、後ほど、これは提案をさせていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。後藤委員さん。

○委員（後藤眞琴） この請願のほうは、「住民の福祉の増進を図ることを基本としており」と、地方自治法ね、それにも違反しているんだというようなことが請願の内容にありますけれど、子供たちの教育環境をよくするんだということは、住民の福祉の増進につながるのではないかと思いますので、それにも別にわざわざ、教育委員会の利益、何が利益かわかりませんが、そういうことでやっているのではないんだということで、別にこれにも抵触しないのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） そのほか、ご意見ございますか。

ちょっとその辺を、理由のところを整理して、ご提案させていただきたいと思いますので、その上で、ご意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、この請願の部分については、以上のような形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それからもう一つ、照会事項ですね。照会事項の部分につきましては、これは先ほどいただきました請願と、ちょっと体裁が違うものでございますけれど、この照会をいただいた部分については、これまでも回答してきましたが、書面回答をしていきたいなと思っておりますが、そのような方向づけでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） どうでしょうか。それでは、中身についてでございますが、請願の趣旨と請願の回答と、照会の回答がずれたのでは、ちょっとこれはうまくないと思いますが、これをあわせて理由の部分も付さなければならないと思いますので、一緒に整理をしたいと思いますが、いかがですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、これもあわせて、議案等はこの部分についてはならないかもしれませんが、ご提案申し上げたいと思います。

以上、請願と照会のほうについては、以上のような形でさせていただくことをご理解いただきまして、ご提案させていただきますので、よろしく願い申し上げます。

それでは、これより暫時休憩に入ります。再開は2時にしますか。1時間ぐらい休んだほうがいいですね。

ごめんなさい、ちょっと休憩に入る前に、会議継続ということで捉えてほしいんですけども、前回の会議で、なぜ副代表なのかとか、単純な疑問を私、お話し申し上げました。そういった部分について、事務局でお話をさせていただいたのかどうか、確認をさせていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○教育次長（佐々木信幸） では、私から。

前回、臨時会の際に、この請願の取り扱いについてご協議いただいた際に、まちづくり会議から会則あるいは名簿等のご提出はいただけなかったと。押印についても押してもらえておりませんという報告をさせていただきました。

一応、それでも議題として次回取り扱いますということは、そこで判断いただいたのですが、再度、まちづくり会議にその件を確認してほしいというご意見が、教育委員会のほうでございましたので、私から、前回の臨時会の際に休憩がありましたので、その際に、まちづくり会議の副代表の佐藤氏にお話をしたところでした。

ただ、その時点では、それには応じられないと、何で必要なのかというような疑問をおっしゃられておりました。ということだったんですが、先日、4月24日水曜日に、10時ごろです、教育委員会事務局のほうに佐藤副代表がおいでになられまして、中身としては、会則を持ってきたので、よく見て確認してくれということでした。そこで、例えばコピーとかあるいは、なかなか記録も難しいので、写真とかに撮らせてもらえないかというご相談はしたんですが、それは受けられないということでしたので、「よく見てくれ、とにかく」ということでしたので、私と佐藤課長と2人で、会則の内容は見させていただきました。

そのとき、私も見ながらメモしたんですけども、まず確認したかったのは、役員の代表と副代表とのかかわりの部分だったんですけども、会則の第6条に、この会に次の役員を置きますという条文がございます、①代表1名、②副代表1名、③総務1名、④会計1名という規定がございます。

第2項として、役員の職務は次のとおりとします。①代表は本会を代表し、会務を総括するとともに、外部への情報提供等の公式発表を行いますという規約です。その②として、副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるときは代行を行うとともに、本会の円滑な運営のために必要な業務を行いますという規定がございます、代表に事故あるときは副代表がかわって行うというところは、確認をさせていただいております。

あとは、役員あるいは会員名簿につきましては、前回同様、ご提出はいただけませんでしたので、確認できたのは、今の会則の部分だけということがございますので、ご報告させていた

できます。よろしくお願ひします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。ご理解いただけましたか。ありがとうございます。

そのようなことでしたので、副代表さんが、会長さんの体調が悪いというふうにお伺いいたしました。本当に大事をとっていただければと思っております。

それでは、これより暫時休憩いたします。再開は午後2時とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

休憩 午後0時59分

再開 午後2時11分

○教育長（大友義孝） では、定刻過ぎましたので、休憩を解きまして再開をいたします。

ただいまの出席委員、教育長を含め5名でありますので、委員会は成立いたしております。

それでは、休憩前に引き続きまして協議をさせていただきたいと思ひます。

日程第12 議案第8号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）

それでは、日程第12、議案第8号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）の部分でございます。

このことについて、まず事務局のほうから提案理由をお願ひいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 大変お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから提案理由をお話しさせていただきたいと思ひます。

お手元に資料を配らせていただいておりますので、そちらをご覧いただきたいと思ひます。

美里町学校再編ビジョンの見直しについてということで、これについての提案でございます。

まず1といたしまして、審査結果、これは不採択。2、理由としまして、美里町学校再編ビジョンは、美里町学校教育環境審議会の答申を踏まえ、長期的な視点に立ち、美里町全体を視野に入れて、児童生徒の置かれている教育環境の状況を考慮し、児童生徒の教育環境を整備するために策定しているというところでございます。

これが、平成31年4月8日付で提出された請願について、このような回答でということでご提案申し上げるところでございます。よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

請願をいただいた部分について、先ほど、前回もでしたけれども、美里町教育委員会におきましては、請願の取り扱い規定がありません。したがって、今後制定していく考えでありますとともに、取り扱い規定がないから回答しないということにもなるわけにもいかないのが、紳士的に対応するというところでございます。

それで、現在のところ、各教育委員会で取り扱い規定とか要項とかを定めてあるところもございしますが、美里町議会におきましても、取り扱い規定もございしますので、そういった形で進めてまいりたいと、傍聴人の方、少し静粛をお願いいたします、ということで、提案申し上げているところでございます。

質疑に入ります。質疑ありませんか。後藤委員さん、お願いします。

○委員（後藤眞琴） 先ほどの、ここで協議していただいたことを踏まえて、事務局のほうで原案を出していただいたということで、先ほどの話し合いから抜けているようなことはないと思いますので、これで僕はいいいのでないかと思えます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、そのほかございませんでしょうか。成澤委員さん、どうぞ。

○委員（成澤明子） 請願ということなんですが、再編ビジョン、この答申の内容を尊重したいということだと思んですが、それは私たちも同じでして、答申を改めて見てみますと、基本的な考え方の1つとして、小学校においては学級替えができる学級規模を基本とする。この場合、小学校は自分たちが親の手を離れて、ようやく社会的にひとり立ちしようというスタートのときであるから、小学校はやはり、より家庭に近い場所に置いて、そして通学させたほうがよいでしょうということを申し合わせまして、小学校については現状のままということで、次に2つ目です。

中学校においては、教員免許が教科専科制であることを踏まえ、国語、英語、数学、社会、理科（以下国語等と言う）を担当する教員が複数配置されるよう、単学年につき3学級以上の学校規模を基本とすることが望ましいという答申が出たんですが、それも私たちは非常に共感いたします。といいますのは、やはり単学級でありますと、教科の専科の先生が十分に配当されるという保証がないから、子供たちの学習権が大人の手によって脅かされるということにもなりますので、やはりこの答申にあるように、複数配置されるような学校規模を模索したいと

思って、私たちは考えたのだと思いました。

これが基本的な考え方ということで、答申のとおりには私たちは思っているのではないかと思います。

それから、学校等の適正配置及び通学区域に関する基本的な考え方ということで、ここで4つ述べてあります。通学区域は、とありますが、請願のところでは問題にされているのは、4番の南郷地域にあっては、幼稚園、小学校、中学校の通学区域が同一であり、かつ教育施設が隣接しているので、当分の間、配置は現状のとおりとするという、ここを問題にしているのではないかと思います。

理由としては、南郷地域は少子化による児童生徒の減少により、適正規模の保持が困難な地域となる現状を考慮し、幼小連携、小中連携など、これまでの取り組みを生かし、小中一貫などを視野に入れた教育効果を高めるような新しいタイプの学校等のあり方を検討することが望ましいというように入れてありました。

そこについても、私たちは随分悩みまして、話し合ったと思うんですが、最終的には、本当に通学時間が長くなるというのは、本当に私たちにとっては問題だったわけなんですけれども、それにも増して、子供たちがきちんと学べるということを優先したときに、やはり複数の学級が存在するような学校を望みたいという結論に達したわけです。

南郷では、かつて、小学校のことですけれども、砂山小学校が南郷小学校に統合される、あるいは練牛小学校が南郷小学校に再編されるということがあったんですが、そのときに、やはり大きな学校に小さな学校が吸収されるというような印象を子供たちが受けるということが、一つ問題だったわけですね。それで、今度の場合も、後々、後で新しい学校に入ったらいいんじゃないかという考えもありますけれども、そうすると、大きな学校に小さな学校が吸収されるとき、子供たちの心情というのを考えたときに、やはり一斉に新しい気持ちで、全て新しくスタートしたほうがよいのではないかという考えになったと思います。

それから、ここで述べている新しいタイプの学校のあり方ということで「小中一貫などを」ということで、小中一貫とは述べてはいないですが、小中一貫についても、私たちは随分考えたと思うんですけれども、小学生は、中学生のお兄さん、お姉さんのことをお手本にして、よく学び、よく遊び、よく生活できると思うんですが、中学校の場合に、いかに小中一貫で小学校もまぜれば、人数的には少なからずなると思うんですけれども、単学級であった場合に、数学の先生あるいは英語の先生、国語の先生、数学の先生、体育の先生、音楽の先生が複数配置されることなく学んでいくということの弊害、弊害といたしますか、そういうこと、先生方の

努力では、どうしてもカバーできない部分が出てくるのではないかというようなことを考えて、やはり私たちは、請願という、ともに美里の子供たちの学習のことを考えてくださっている皆さんが、このように請願されていますけれども、私はやはり、意に沿うことはできないのではないかと思います。

長くなりました。すみません。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

そのほか、質疑といたしますか、ご意見、もしございましたなら、お伺いしたいと思うんですけれども。留守委員さん、お願いします。

○委員（留守広行） 先般も話させていただきましたが、再編ビジョン案を作成するに当たり、私も委員のほうで参加させていただいた経緯もありました。この答申案を全く無視して再編ビジョンを作成したということはなかったと、私は確認をしておりますし、再編ビジョンをつくるに当たっては、住民の皆さんからの意見の交換会、そしてパブリックコメント等を重ねて再編ビジョンを作成したということでもありますので、こういう内容での請願をいただきましたが、この請願の内容には、私個人ではなかなか納得ができないという考えでありますし、皆さんもその考えで一致しているのではないのかなと思います。そして、これから検討をするわけですが、その内容も不採択というふうになっていますので、そのほうでご返答をしていただければと思うところであります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。千葉さん。

○委員（千葉菜穂美） 私も、皆さんの意見と同じなのですけれども、答申案に沿って何度も何度も繰り返し話し合いをしてきたというものがあります。それで、例えばなんですけれども、運動会をまず一つとったとして、不動堂中と南郷中を考えた場合、不動堂中は、今、うちの息子たちのときも3クラスまであったので、どんな競技もクラス単位で競って、すごく親も子供も盛り上がり、勝利に向かって盛り上がるという体験ができたんですけれども、南郷中学校の運動会を見たときに、準備するのも自分たち、そしてまた先生の数も少なく、準備をするのも一生懸命、競争をじゃあやめようかというときに、競うところでなくて、仲よく、楽しくやめようみたいなイメージがあって、それはすごい、私の中でびっくりしたことです。中学校であれば、運動会は競って楽しくやるのが運動会ではないかなと思って、すごくびっくりしたことがあったので、やはりその時期にできる体験というのは大事なことで、とにかく人数がいて、クラスもクラス替えもあって、先生もたくさんいて、そこでいろいろなことを学ばせてもらいたいなど、親としては思います。

ですので、もう一度見直しという、最初から見直してくださいという請願が届きましたが、私たちの中では、そういうこととかいろいろ考えて、ここまでやってきたということをおわかっていただきたいなと思っております。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

請願について、いただいた願意につきましては、再編ビジョンの見直しを要求しているものであるということですね。それに対して「そうですね」というのか、「いや、それはない」というふうにするのか、2つに1つということになろうかと思えます。

理由の中にございましたのが、地方自治法違反ということなので、違反というよりも抵触するということで、この関係について、私は少し、法律に抵触するという部分について重く受けとめました。

これに抵触するのであれば、その請願の提案者のおり、それは無効であるということは、法令違反ですから、それは事実になろうかと思えます。

ですが、いろいろと調べてみた結果、今までの再編ビジョンの策定までに至る経過を見ると、それぞれ委員さんが今言われたような経過があつて策定されたものということからすると、住民の福祉の向上を目指す、それが法律の中にはうたわれてあつて、それら法律に違反した場合は無効であるということがうたわれているわけでございます。

この環境審議会の答申という部分を振り返って、私も何度か、こちらに来てから振り返ってみました。たしか11回、この環境審議会を設置をしたという部分については、法律で決められたとおり条例において設置した審議会でございます、教育環境全般を充実させたい、そして整備が必要だということの課題を捉えて、本町における将来に向けた学校等のあり方、基本的な考えや具体的な部分を審議していただきたいということを踏まえて、学校教育環境審議会を設置し、5つの項目を諮問させていただいたというふうな流れでございます。

そういった中で、慎重審議を重ねていただき、13回目まででやっと答申書がまとめられ、教育委員会のほうに提出をいただいたというところでございます。これは、委員皆さんご承知のとおりだと思っております。

そういった中で、11回目のときをちょっと振り返ってみますと、この答申案は、10回目までいただいた委員の皆さんからの意見を集約し、事務局である程度原案を策定してきたものでございまして、その際には、具体的に、ここで言いますと学校等の適正配置、そして通学区域に関する基本的な考え方の中に、具体的な部分として統合中学校の新設も考えられるのではないかという文言もあったんですね。

ただ、これは委員さんの中から、その分に関しては、なかなか詳細な議論がなされていなかった、そこまではですね。ですから、やはり文言に入れるのはまだ早いというご意見などもあって、その部分を削除したという経過もあったわけでございます。

それから、一番最初に答申をいただいたときに、おおよそ30年度までの基本的な考え方を示したものでありますということを入れた。これはなぜかと言いますと、教育委員会から提出できた児童生徒の推移というのは、平成30年度までしかなかったんですね。それ以降の部分については、推測でしかなかったの、なかなか提出し切れなかったということもあって、それで平成30年度というふうな区切りで持っていった。そこからもっと先のこの部分については、なかなか諮問をいただいても考えることが難しかったというふうに、私は思っております。

改めて議事録を見ましても、そういったことがありましたし、やはりそうだったんだというふうに確認をさせていただいたところでもございました。

やはり、答申の中で一番議論になったのは、学校規模、適正規模、これが一番、どのぐらいの規模であれば、先ほど成澤委員さんが言われたような、本当に子供たちにとって効果が出るようなことができるのかということを経験した経過がございまして、一番最初に、一学年幾らにするとか、学級数どのぐらい、中学校においてはというふうな部分が出てきたわけでございます。

そういったことからしますと、委員皆様方からお話をいただきましたように、この議案、提案を今させていただきますが、それで今回提案をさせていただいた流れでございますので、これまでの経過ということでお話をさせていただきました。

先ほど協議をしておりますので、質疑ということではなく、意見を頂戴したわけですが、そのほか、ご意見、質疑等々なければ、討論に入りますが、よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、質疑を終結し、討論に入ります。

討論ございますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論ないということでございますので、討論を終結いたします。

採決に入ります。

議案第8号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）の部分でございます。提出されたもの、原案のとおり承認したいと思います、賛成の委員の挙手を求めたいと思います。

(賛成者挙手)

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

挙手全員でございます。よって、議案第8号 美里町学校再編ビジョンの見直しについて（請願）の部分につきましては、原案のとおり決しました。ありがとうございます。

協議事項

日程第14 学校再編について（継続協議）

○教育長（大友義孝） 続きまして協議事項に入ります。

日程第14、学校再編について、これは継続協議でございます。途中中断しておりますが、これから先の部分につきましては、前回から行っております意見交換会の後に住民の皆様方からいただいたアンケートの件でございます。

保護者、そして住民の皆様からいただいたアンケートに対しまして、教育委員会の見解を示すということにしております。その部分について、事務局から資料配付と説明をお願いしたいと思っております。

では、お願いいたします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、私のほうから資料の説明をさせていただきます。

まず1つが、少し厚物ですね、ちょっと字が小さくて恐縮なんですけど、これは保護者、住民の皆様からいただいたアンケート調査、以前に意見・要望等の内容の部分をお配りをさせていただいて、内容をご確認いただいて、その後、何回かお渡ししながら、あとはご意見等々をいただきながらまとめ上げてきているというところでございますので、内容については、十分ご理解いただいているのではないかなと思っているところでございます。

それで、まずこのアンケートでいただいた意見・要望等の内容をしっかりと踏まえた上で、今後進めていくというところでございます。

それで、事務局のほうで、これは今回初めてお配りさせていただくものでございます。薄めの縦の部分になりますけれども、新中学校建設に関する意見交換会及びアンケート調査を踏まえた今後の進め方についてというようなところで、事務局のほうで案としてまとめさせていただいているところでございます。内容につきましては、いろいろとご意見があるのではないかと

などというところがございます。

この意見交換会とアンケート調査を経て、それをある程度総括する形で、しっかりとまとめなければならないというところであると思います。

それで、現在の今後の予定でございます。まず今回、この内容についてご確認いただきながら、あとは取りまとめた文章を、ご意見をいただきながら、しっかりとまとめ上げていくというところが一つでございます。

その上で、そのまとめ上げた結果を町長と調整をする必要があるということでございます。総合教育会議を開催して、まずはしっかりと調整をすると。教育委員会の考え方をお示しすると。そして、調整した上で、住民の皆様それぞれをお示ししていく。あとは、議会全員協議会、議会のほうに説明をしていくというようなところになっていくのかなと思っております。

それでその後、もろもろの手續というか、そういうものに入っていくということですので、いずれ、一番大事なのは、ここでしっかりと取りまとめて、町長と調整してというところがございますので、本日ににつきましては、このアンケート結果ですね、あとは意見交換会をしておりますので、その資料もお配りしているというところもありますので、そのあたりを踏まえた形で、どういう総括で、どういうふうに進めていくかというようなところをご審議いただければと思っております。以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

復習いたしますが、それぞれアンケートの結果、意見のナンバーで言えば310の意見があったという部分について、その見解の部分を確認し、そしてまとめた部分の原案を、今日、ご提示いただいた、こちらですね、これも確認をすると。その上で、教育委員会としての総括をし、それをもって総合教育会議の中で、町長側ともう一度会議を行うと。その上で、議会、住民のほうにお知らせしていくという流れということでよろしいですか、そういう感じで。

それでは、1つ1つやる部分がありました。前回までは10ページ程度でしたか、どういう形で進めたらよろしいですか。事務局の案をお示しいただいていいですか。お願いします。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） まず、この内容につきましては、その都度というか、お配りして、その内容をある程度ご確認いただいているということで、内容につきましては確認していただいているのかなというところがございます。

それで、その中で気になったところとか、例えば中でちょっと、ここ違うよというようなところがあれば、あとはかなり大きく分けると、こちらのまとめの文章でも書いているんですけども、さまざまな多様なご意見をいただいておりますので、そのあたりの中身を確認いただ

くのと、その内容について、いろいろとご議論というか、お話し合いをしていただければなど、内容の確認ですね、お互いの認識の確認というか、そういうところを、まずはしていただければなと思っております。

○教育長（大友義孝） その都度、その都度いただいてきた、このアンケート調査の見解の部分でございますけれども、どうなんでしょう、こちらと一体的に、どちらでもいいからということにすると、わからなくなってしまうのかな。先生、どうですか、進め方として、まずこちらの……。

○委員（後藤眞琴） どちらでもいいと。

○教育長（大友義孝） これとこれ、一緒にやったら、ちょっとわからなくなってしまうですね。

○委員（後藤眞琴） 意見交換会のものと、これ、アンケートのという意味ですか。

○教育長（大友義孝） いや、このまとめたものと。

○委員（後藤眞琴） まとめたものは後にしたほうがいいですね。

○教育長（大友義孝） 後にして、はい。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうですね。今日、お配りしたばかりですので、ちょっと中身は。

○教育長（大友義孝） まだ、こっちを確認してないのでね。

では、こちら、ページ数で言えば53ページまである部分、この部分で確認をしたいと思いますが、どうでしょうか。委員の皆さんからご意見頂戴したいと思います。先ほど事務局から説明があったとおりでございます。後藤委員さん、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 今まで、僕は310、一つ一つ何時間もかけて読ませていただいて、それで、事務局のほうには、僕なりのコメントをつけてお渡しして、今、おおよそ見ましたら、大体そういうことを踏まえて書かれているのかなという感じ。

それから、その310の意見を読みまして強く感じましたのは、教育委員会の考えが保護者の方々に十分伝わっていないと。ですから、教育委員会の見解を、ここで述べるに当たっては、僕なりの理解では誤解している部分、それから理解が不十分な部分、そういうことを丁寧に説明して、教育委員会の考えを理解していく努力を、まずここでしていかなきゃならないと思いました。

○教育長（大友義孝） そうなんです。後藤委員さんが、今、言われたように、意見交換会の場でも出されたと思うんですけれども、淡々とした説明であるということで、意見交換ではないのではないかというお話まで頂戴したところもあったと思います。この背景には、これまで3

年前から、いろいろ意見交換会やらアンケートやら、いただいたりして、教育委員会としては議論して、その都度やってきたものなのですが、やはり住民理解を得るためには、また戻って資料を出すということは、なかなかこれまでもしてこなかったんですね。知っているかどうかという部分を、なかなか把握できないということがあって、そのようにしてきたというところもありますが、こういった形で意見をいただいたり、アンケートをいただいたりしますと、やはりそのことが出てきたのかなと思っています。

それからもう一つは、教育委員会の制度そのものについては、なかなか住民の方たちの理解というのは得られてないんだなというのが痛感したところでもございます。そういったところについては、なかなかお知らせする機会もないものですから、難しいかなというふうに思っております。その上で、今回アンケートをいただいた部分について、真摯に見解で対応していくということが一番だなというふうに思っておりますので、後藤委員の言われるのは、同感でございます。

その上で、一つ一つ検討をさせていただいたわけですが、やはりどこまでいっても、これから解説する部分に関しましては、大きく分けますと、南郷中学校を残してほしいという意見もあったり、また半面、早くやって、これ以上延びるの、延びないの、頑張ってるやっつね、そういった部分と、両極端な部分があると思えました。それと同時に、開校するに当たって心配なさっている点が、やはり通学の面、それからいじめ・不登校の問題、そういったことが、やはり保護者の皆さんも、地域の皆さんもご心配なさっている点だと思っております。

それから、いろいろありましたが、教育委員会の進め方に対する不信感というものも見え隠れしたところもございました。そういったところ、この部分がこうでという形では、なかなかないんですけれども、全般的に見て、そういった印象をとりましたが、それぞれに対して見解を出させていただいております。

ただ、私、ちょっと気になったのは、これ、例えば52ページ、302、303、304というふうに思っておりますが、この二重丸というのは、これはいただいた部分、そのまま記載したという解釈でよろしいんですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、そのとおりです。基本的には、全部そのまま、ちょっと直している部分がありますけれども、基本的にはそのまま載せさせていただいているというところです。

○教育長（大友義孝） 決してこちらで脚色といいますか、したわけではないというご理解をいただければと思います。

○委員（後藤眞琴） 僕たち、自分の論文などでは、そういうときには、明らかに間違っているだろうと思われる箇所は、訂正しないで、片仮名で「ママ」と書くことに、そういう約束事があるんですね。ですから、多分この場合には、今、一部訂正したというところは、向こうの「てにをは」の助詞の使い方がちょっとおかしいから、直したというような意味かなと思ったんですけども、そういう意味ですか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そのとおりでありまして、あと、わかるというんですか、伝わる部分につきましては、そのままお載せさせていただいてまして、ちょっとわかりづらいというか、上げるに際してちょっとあれかなという部分につきましては、その部分は「てにをは」の部分の直しております。

○教育長（大友義孝） さっき後藤委員が言われた、誤解という部分についてのことなんですけれども、例えば駅東ありきとか、いろいろなことが意見の中にあるんですね。私らがそう思っていないとしても、住民の皆さんにはそうとられるというところが、この件だけでなく、いろいろなことが言われてきましたが、やはりそういうふうにお感じになっているのかなというようなことが、ちょっとわかったといいますか、このアンケートを通してですね。意見もありましたけれども、そういったことが多かったなと思っております。

ただ、私も見解を見たんですけども、全て私はこのとおりでいいのではないのかなというふうに思っています。今後、皆様方にお諮りすることになりますが、このアンケートをどうするかという部分について、最終的にお諮りをさせていただきます。その上で、この見解についてはきちんとしておかなければならないということでございます。どうか、見ていただいて気になった点といいますか、質問については、意見・要望の内容については変えることはできませんが、見解について、常日ごろ教育委員会で考えている見解と違うということはないと思いますが、もし修正箇所がございますればお話しいただければと思います。

あとでちょっと戻ってもいいんですけども、こちら、まとめたものですね、こちらもちょっと見なくてならないなと思うんですけども、どうしましょう、今日初めて提案をいただいたので、休憩をとりますか、ここで。そのほうがいいですか。

○委員（後藤眞琴） 今日初めてですものね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） そうです。初めてです。

○委員（成澤明子） ちょっと見たところ、別な方法のほうがいいかなと思われるようなところがあります。

○教育長（大友義孝） そうですか。ではちょっと休憩をとって、10分間ぐらい。3時から再

開という形でよろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、これより3時まで休憩ということにさせていただきます。

休憩 午後2時52分

再開 午後3時05分

○教育長（大友義孝） それでは、再開をいたします。

ただいまの出席委員、全員でございますので、会議は成立いたしております。

それでは、休憩前に引き続きまして、いろいろと協議をしたいと思います。

先ほど成澤委員から、アンケート調査を踏まえたまとめの部分、この部分について、ちょっとお話をいただいたようでございますので、もう一度お願いできればと思いますので、よろしくお願いたします。

○委員（成澤明子） いいですか。では2ページです。2) いじめ・不登校の4行目です。

「いじめ・不登校につきましては、早期発見・早期指導を行い」、再編したからいじめ・不登校がなくなりますよということは、一つも言わないんですけれども、やはりそのようにとられている方もいらっしゃいます。それで、いじめ・不登校につきましては、「これまでどおり」という言葉を入れたほうがよいのではないのでしょうか。

それから、そのいじめ・不登校のところの下から3行目ですけれども、「なお、開校時には、教職員、スクールカウンセラー」となっていますが、他力本願かという思われるのも何ですの、で、「開校時には、教職員を初め、スクールカウンセラー」というようなことになったらどうでしょうか。

ここまでしか読んでいませんので、あとはわかりません。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。取りまとめた内容の中で、1ページなんですけれども、大きく大別すると3つに分かれますということですよね。（「はい」の声あり）建設に関するご意見等、それから教育委員会の進め方に対する疑問・反対意見等、それから財政に関するご意見等。それに対して、教育委員会の考え方を示したということですよね。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい、そういう整理でと。

○教育長（大友義孝） その中で、3ページ目に飛んでしまっていますが、ここで、「反映していない

部分」というのを、あえてここに入れましたよね。これは……。

○委員（後藤眞琴） どこですか。

○教育長（大友義孝） 3ページ目の下のほうです。反映していない部分（中学校関係）、この部分について、あえて入れたという部分はどうかのかなと。思いというか。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これにつきましては、これまで議会、あとはまちづくり会議、それから3校を1校というところと、再編ビジョンについて、いつ決まったんだとか、もろもろ教育委員会の進め方に対して、ご理解いただけてない部分があったのかなと。そうしますと、やはり一般の住民の方にも、ご理解いただけてないのかなというところがございまして、これはまるっきり美里町学校教育環境審議会の答申にあるものを、何ページとかってそのまま入れさせていただいているというところございまして、その内容を入れ込むことによって、「いや、こんなのわかってる」と言われるかもしれないんですが、再確認というか、そういう意味で入れさせていただいたというところございまして。

○委員（後藤眞琴） 僕も、これをざっと見たら、教育長さんと同じように、誤解される余地、これよく見ると、(2)で、教育委員会の進め方等に対する疑問・反対意見等と、それで3つに分けられますとなっているわけですよね。それで1)、2)、3)と。それで、これらに対する教育委員会の考えは次のとおりですとやるときに、この1)、2)と、建設予定地の選定、3)南郷地域の中学校の存続、それを使えば誤解はないのかな。南郷地域の中学校の存続という、これ3つに分けたよね、反対意見を。次の区切りが、ここのところに反映してない部分となると、教育委員会で反映していないというふうにとられそう、ざっと見たときに。

○教育次長（佐々木信幸） ぱっと見るとそうですね。反映してないのかと。

○委員（後藤眞琴） これ1)の中の説明ですね。そうすると、「反映されていないとされている部分」とか、あるいはもっとう、誤解されないようにしていかないとならないですね。僕も今日初めて見るので。

○教育長（大友義孝） ぱっと見、インパクトの問題で、しかも鍵括弧が強烈な鍵括弧になっているものだから。

○委員（後藤眞琴） よく読めばね。

○教育長（大友義孝） 読めばそうなんですけれども。

○委員（後藤眞琴） 誤解されないようにしないと、せっかく書いたのに。

○委員（成澤明子） これ、いつまで…。

○教育長（大友義孝） よければ今日承認いただいて、あとは中身を、体裁の部分については幾

らでも修正かけられますが、実際……。

○委員（成澤明子） 明日からお休みですね。

○教育長（大友義孝） ちょっと休憩入れます。

休憩 午後3時12分

再開 午後3時24分

○教育長（大友義孝） では、再開をさせていただきます。

中身を確認をしていただいたと思います。

では、提案でございます。まとめた部分に関しましては、今日、委員の皆さん目を通していただいたところだとは思いますが、これをやはり、少しずつ言い回しとか、そういった部分を確認をし、修正が必要だという部分があるかと思っておりますので、連休明けの5月7日ころまでに、事務局のほうに修正箇所を教えていただければなと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それと、これまで意見交換会の中で、こちらで今、進めてきて整理が整ったものという部分につきましては、1つは意見交換会でいただきました質問・要望等について、その場でご回答申し上げた部分を活字にさせていただきました。それがまず1つです。

それから、アンケートをいただきました。既に310項目のアンケート、質問、要望、意見がございました。それについて、教育委員会の見解という部分についてお示した部分が2つ目です。

3つ目は、今、お話ししました1つ目と2つ目を集約してまとめた部分がございます。この3つの部分について、今、あるわけでございますが、これを見ますと、1つは教育委員会としてのまとめ、そして教育委員会が行ってきた部分の総括として確認をしたいと思っておりますが、いただいた意見を尊重しながら、今後、これを考慮し、中学校建設を進めていく。そして、これまで教育委員会が方針としてきました、3つの中学校を1つにする、新しくつくる、それから30人未満学級を目指していく、建設場所につきましては、駅東地区ということで進めてまいり、そして意見交換会を行ってきたものでありますから、教育委員会として、そういうふうな確認をさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、教育委員会としては、ご意見を結果を考慮しながら、新しい中学校建設に向けて進めていくという確認を再度させていただいたということでございます。

それをもって、改めて連休後に町長のほうに申し入れをいたしまして、総合教育会議を開催していただき、意見交換会の結果、そして教育委員会の総括をお話しを申し上げて、町長のご意見を伺いたいということにさせていただきたいと思います。

そういったことで進めてまいりたいと思いますので、本当に回答案作成等々、いろいろご理解をいただいて進めさせていただきました。ありがとうございました。

そして、この再編に関係しまして、行ったり来たりで申しわけございませんが、先ほど請願の議案の部分について、一応可決を賜りましたが、照会というふうに文書が来ておりました。この部分についても、回答申し上げないと思っております、内容は、請願の不採択とするという部分に示した理由を明示いたしまして、それを回答という形にさせていただきたいと思っておりますが、ご理解いただけますでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それをもって、回答させていただくということにさせていただきます。

○委員（後藤眞琴） 理由は、請願も照会も趣旨は同じですものね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

○委員（後藤眞琴） ですから、同じでいいのではないかと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それから、課長のほうで資料の提供をいただいた部分というのが、これは別ですね。どうぞ、事務局。

○教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それで、以前に新中学校の基本計画、国際航業のほうで来ていただいて、ご説明させていただいた部分なんですけれども、いずれ今後、PFIの導入可能性調査等々、実際進めていく中で、まずはその計画に基づいてやっていくということになりますので、いずれ、県につきましても計画についてご承認をいただいて、その上で、各種実際の作業というか、そういうものの調査に入っていくところになると思いますので、それをいつやるかというようなところがございますので、その辺もお話しいただければというところがございます。

○教育長（大友義孝） わかりました。いずれにせよ、基本計画の部分につきましては、総合教育会議で確認をして、その上で基本計画の部分に対して、既に案はありますので、それをやる

場面が必要だと。したがって、5月の定例会、これから日程を決めさせていただきますけれども、定例会だけで済むのかなということを考えますと、定例会前の臨時会もやむを得ないのかなと思うところがございます。

そこで、臨時会を招集させていただいて行うということに、まずは総合教育会議を開いてからということなのですが、委員の皆さんには、大変申しわけありませんが、臨時会、予定をしていただきたいので、後で日程調整の部分、課長のほうからさせていただきますから、よろしく対応のほど、お願いいたします。

そういうことでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

それでは、学校再編についての部分について、皆様方から何かございますでしょうか。

もしなければ、本日の学校再編の協議については、この辺でとどめさせていただきたいと思えます。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございました。

その他

1 行事予定等について

○教育長（大友義孝） それでは、次の日程に入ります。その他、5カ件ございますので、それぞれにおいて説明を続けていただいても構わないと思えますので、この順番どおりお願いいたします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） ではまず、5月の行事予定表がお手元の資料にあるかと思えます。主なものとして、教育委員さんが関わるようなものと、5月10日、連休明けすぐに総合教育会議がございます。その後、学校の運動会ですね。18日と25日と、今年は2日間、それぞれ分かれて行われることになっております。

2 小学校運動会の出席者について

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 次に、小学校運動会の出席者（案）について、お手元の資

料、別紙でご覧ください。

事務局のほうで案としてまとめてみました。それぞれ上のほうから、5月18日、小牛田小学校は大友教育長、25日の不動堂小学校は留守委員、18日の北浦小学校が千葉委員、18日土曜日の中塚小学校が後藤委員、25日土曜日になります青生小学校については成澤委員、25日の土曜日については教育長ということに、こちらのほうで案としてつくらせていただきました。

雨天時における順延とかも考えられますので、もし委員さんの連絡先とか、学校のほうにお知らせしてよろしいのであれば、こちら事務局のほうからお知らせして、学校と直接やりとりも可能であるのかなと思っております。

○教育長（大友義孝） では、ちょっとそこまで。

この行事予定の中は、このとおりにさせていただきますが、まず運動会の部分に関しまして、ご都合、ここで運動会にご挨拶はないということで、出席のみということになりますので、ただ、ご都合がつけば出席をいただくということにさせていただければいいのかなと思います。

ただその場合、雨ですね。雨が降るか降らないか、そして降った後、やれるかやれないかというときに、去年もそうだったんですが、課長補佐が早朝出勤をしまして、学校から連絡をいただいて、出席予定の委員さんに連絡を差し上げていたところだったんです。それよりは、学校から直接、委員の皆さんにご連絡を差し上げたほうがよろしいかなと思いましたので、委員の皆さんの連絡先を学校のほうにお教えして構わないかどうかということだったんです。自宅電話ということになると思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それで、この日都合が悪いんだということがあれば、私のほうに申し出をいただいて、できる限り私、出るようにさせていただきたいと思いますので、一報いただければ出向きます。よろしく、課長も何か出席したいような顔をしております。

○委員（千葉菜穂美） 私、もし19日になった場合、出席できないんです。課長さん、じゃあ、もしそのときは連絡させていただきます。

○教育長（大友義孝） その辺、事務局内で、後相談させていただきますので。

○委員（後藤眞琴） もう最初からお願いしてよろしいのではないですか。

○委員（千葉菜穂美） そうですね。雨が降ったら、じゃあお願いします。18の日も。

○教育長（大友義孝） では、運動会の部分については、今言った、ちょっと都合が悪ければ、あと電話で、私のほうで連絡いただければ対応させていただきます。

3 平成31年5月教育委員会定例会の開催日について

- 教育長（大友義孝） それで、せっかく日程表が出ておりますので、次に事務局のほうで藤崎補佐がお話をいただくことになる5月の教育委員会定例会の日程ですが、これを見ますと、どうしてもこの辺、27日か、28日ごろになりそうかなというふうなところですが、委員の皆さん、ご都合いかがでしょうか。
- 委員（後藤眞琴） 29日はだめですか。
- 教育長（大友義孝） 29日は、連携協議会。連携協議会、教育次長、会議。
- 教育次長（佐々木信幸） 私も出席予定です。
- 教育長（大友義孝） 予定だね。私、こっちに来られれば大丈夫。
- 委員（後藤眞琴） 28日か、29日で、どちらかだったら。
- 教育長（大友義孝） いいんですか。
- 委員（後藤眞琴） うん。
- 教育長（大友義孝） 28日でもいいんですか。
- 委員（後藤眞琴） 大丈夫。
- 教育長（大友義孝） 留守委員さん、千葉委員さん、成澤委員さん、どうですか。
- 委員（成澤明子） 私、27日から30日まで介護当番になっています。だから、もし、皆さんのご都合がよろしかったら、私、欠席させてください。
- 教育長（大友義孝） はい。24日という手もあるんですね、実は。
- 委員（後藤眞琴） 24日、25日、26日、27日ぐらいまで、ちょっと……。
- 教育長（大友義孝） 難しいですか。じゃあ、22日はどうでしょうか。
- 委員（後藤眞琴） 22日は大丈夫ですね、今のところ。成澤さんも大丈夫。
- 委員（成澤明子） 大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） いいんですか。
- 委員（成澤明子） はい。
- 教育長（大友義孝） 千葉委員さん。
- 委員（千葉菜穂美） はい、大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） 留守委員さんは大丈夫ですか。
- 委員（留守広行） はい。
- 教育長（大友義孝） では、22日にしましょうか。22日、どうしますか。これまで1時半からやりますと、6時とか7時までになっていたんですけども。

○教育次長（佐々木信幸） すみません、22日は午前中に教頭会が入っているという情報です。

○教育長（大友義孝） 午前中。

○教育次長（佐々木信幸） 午前中です。9時からということで、不動堂中学校で。

○教育長（大友義孝） じゃあ、午後からだね。では、1時半からですか。

では、5月22日、午後1時30分から、この場所ということにさせていただきたいと思
います。

それで、先ほど言いましたように、臨時会の分については、10日以降、22日前というこ
とになって、なかなか難しいね。ちょっとそこら、調整させていただきます。それでいいよね。

○教育次長（佐々木信幸） いいですけども、今は決まらないですか。

○教育長（大友義孝） 今。14日、16日、17日、この空欄になっている部分だったら大丈
夫なんだよね、事務局としては。

○教育次長（佐々木信幸） はい。

○教育長（大友義孝） この中で、都合のいいところありますか。

○委員（成澤明子） 14日と。

○委員（後藤眞琴） 16日、17日の3日のうちのいずれかと。

○委員（千葉菜穂美） 時間帯は何時ですか。午前ですか、午後ですか。

○委員（後藤眞琴） 案件的には、そんなにはないですし。どちらでも構わないと。

○教育長（大友義孝） 例えば9時からやるとか。9時からやって、午前中で決めるとかであっ
ても。

○委員（千葉菜穂美） そのくらいだったらいつでも。

○委員（後藤眞琴） 大丈夫にします。

○教育長（大友義孝） すみません。では、14日でいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、14日9時に臨時会と。午前中で終了予定で行うと。

○教育次長（佐々木信幸） すみません、10日の総合教育会議、これ10時から南郷庁舎で。

○教育長（大友義孝） 10時ね。

○委員（後藤眞琴） 南郷庁舎。本庁舎と書いてる。

○教育次長（佐々木信幸） 本庁舎ではなくて、南郷庁舎で。

この日、交通安全の出発式が南郷庁舎であるということで、その流れで南郷庁舎でどうかと
いうお話になったようです。

ご案内が、多分、秘書室のほうから届くと思いますけれども。

○教育長（大友義孝） では、日程調整大変申しわけございません。5月もまた臨時会が1つ入るといふことで、よろしくお願ひいたします。

4 議案の撤回請求について

○教育長（大友義孝） では、藤崎補佐、続けてお願ひします。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 議案の撤回請求についてです。

こちらのほうも、一覧表の資料がございますので、そちらをご覧になってください。

○教育長（大友義孝） では、私から。

議案の撤回請求といふことで、さきに議案第20号として、郷土資料館基本方針を審議してまいりましたが、これ、郷土資料館の何の基本方針だかわからないといふことで、運営基本方針にしたんですね。中身も差しかえをしたものですから、前回の会議で平成31年度の議案第1号として、議案として上程させていただきましたので、前の20号の議案が宙ぶらりんになって結末を見てない状況だったものですから、その部分について撤回をさせていただきたいといふことでございます。よろしくお願ひいたします。

5 美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

○教育長（大友義孝） それでは、一番最後ですか、これはどちらから。

○課長補佐兼総務係長（藤崎浩司） 最後になります。美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令でございます。

資料は、こちら新旧対照表と一緒にございます。美里町教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めるといふものです。これを1枚めくっていただくと、教育長決裁、教育総務課長決裁、課長等専決と、それぞれどのような事案に対して決裁権があるのか、専決できるのかといふものが資料として書かれております。

また、別紙の新旧対照表、こちらになります。決裁規程の条文が、どのように変更になるのか、字句を改めるのかといふものが、右と左で見比べてご覧になれるかと思ひます。

主なところで言ひますと、第2条、現在は決裁、「教育委員会及び教育長がその責任において」と書かれておりますが、改正となると、「教育委員会、教育長又は委任を受けた職員」と明確に規定することになります。

それから、(2)副町長専決が今まであったんですが、本来、教育委員会については、副町長

というものは決裁する権限があるのはおかしいのではないかとということでございまして、教育委員会については、「教育委員会又は教育長の権限に属する事務をあらかじめ認められた範囲内で教育委員会又は教育長に代わって決裁する」というものを盛り込んでおります。

それから、(3)になります。こちら「課長等」になります。こちらは、現在おられる教育総務課長ではなくて、幼稚園の園長先生も含まれるということになります。こちらのほかに、また新たに別途総務課長の権限というものがあまして、先ほどの資料の、こちらのほうに教育総務課長とまた別枠で決裁権限が入られております。

こういったところが、主な改正点となります。以上です。

○教育長（大友義孝） これを直そう、直そうと、既に6年前から手をかけていたところでございまして、なかなか整理ができなくて申しわけございませんでした。

これは、法令担当等も相談していただいて。

○教育次長（佐々木信幸） そうですね。相談というより、むしろ総務課の文章を、法令担当からの指導を受けて、このように直したらどうかということのご提案をいただきまして、それで整理させていただいているところでございます。

○教育長（大友義孝） 規程ですので、教育委員会の議案事項ではないところでございますが、一度委員の皆さんにお目通しをいただきたいということで、今日、配付させていただきました。よろしく願いいたします。

それでは、その他のその他にまいります。委員さん、それから事務局の皆さんから、何かございませんでしょうか。教育次長、お願いします。

○教育次長（佐々木信幸） 今日、本日の会議の中で、齋藤先生から提案がありました、いじめに関する基本方針の修正案ですけれども、あれに対する委員さん方のご意見を取りまとめさせていただきたいと思ひまして、今日お配りしたものに直接赤で書き込んでいただいても構いませんし、メールやファクス等でいただいても構いませんので、事務局のほうに、ご意見があればお寄せいただきたいと思ひます。

それで、一応、期限というのも変ですけれども、いつまでというのをつけさせていただきたいんですが、5月10日の総合教育会議のときまでに、もしいただければと、次の定例会までに整理させていただいて、それで改めて提案させていただこうと思ひますが、いかがでしょうか。

○教育長（大友義孝） わかりました。では、そのように委員の皆さん、よろしく願いいたします。

そのほかございませんでしょうか。

もしなければ、以上で終了させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって平成31年4月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後3時50分 閉会

上記会議の経過は、事務局課長補佐兼総務係長藤崎浩司が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和元年8月23日

署名委員

署名委員
